

今年度は 12,000 円分

福祉灯油給付券 早めの申請を！

【申請に必要なもの】

- 印鑑（シャチハタなどのスタンプ印は不可）
- 平成 26 年中の収入が確認できるもの
- 障害者手帳等（身体・精神・療育）
※世帯に該当者がいる方のみ



【受付窓口】 役場保健福祉課・荻伏支所

（8:30～17:15、土日祝日・12/31～1/5 除く）

【夜間窓口】 役場保健福祉課

（12/28、12/29、1/15、2/15 の 17:15～20:00）

【休日窓口】 役場保健福祉課（2/7 の 9:00～17:15）

【特設申請窓口】

日程	時間	会場
1月22日 (金)	9:30～11:30	絵笛生活改善センター
	13:00～14:30	うらかわ優駿ビレッジ アエル
1月25日 (月)	9:00～12:00	基幹集落センター堺町会館
	13:00～15:00	向別生活館
1月26日 (火)	9:00～12:00	ふれあい会館
	13:30～15:30	浜荻伏生活館

福祉灯油給付券の申請期限・使用期限は、ともに平成 28 年 2 月 29 日までです。

すでに給付券をお持ちの方につきましても、期限までにご使用ください。

■お問い合わせ先 役場保健福祉課 ☎ 26-9003

次の（１）から（４）の項目すべてに該当する世帯が福祉灯油給付券の支給対象です

（１）浦河町に住民登録があり在宅生活している世帯
※平成 27 年 11 月 2 日以降に浦河町へ転入された方は対象となりません

（２）①から③のいずれかに該当すること

①平成 28 年 3 月 31 日までに世帯全員が 65 歳以上となる世帯

②障害者手帳等（身体・精神・療育）の交付を受けている方が同居している世帯

③平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた子を扶養しているひとり親世帯

（３）平成 27 年度分の町民税が世帯全員非課税であること

（４）平成 26 年中の世帯全員の収入合計額が以下の金額を超えていないこと

○ 1 人世帯 → 148 万円以下、2 人世帯 → 240 万円以下

○ 3 人以上の世帯は、240 万円に以降 1 人あたり 60 万円を加算した額以下

※生活保護受給中や対象者が長期入院、社会福祉施設等に入所している世帯は支給対象となりません

保育所の入所受付

4 月から新規または継続して入所を希望される方は、右の期日にお申込みください。当日都合の悪い方は、平成 28 年 1 月 29 日（金）までに役場保健福祉課福祉係へお申込みください。

【入所手続きに必要なもの】

- ▶支給認定申込書
- ▶稼働証明書
- ▶預金口座振替依頼書
- ▶印鑑
- ▶平成 27 年 1 月 2 日以降に転入された方は、平成 27 年度中の市町村民税がわかるもの（所得課税証明書または納税通知書）
- ▶マイナンバーの確認ができる書類

この 3 種類の用紙は、保健福祉課福祉係と各保育所に用意してありますので、事前にお受け取りください。

※今回、初めて保育所に入所される方については、入所される児童と一緒にお願いします。

※年度途中に入所予定の方も今回お申込みください。（来年 4 月以降に出産予定で、入所を希望の方含む）

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 26-9003



保育所名	受付日	時間	会場
雛菊保育園	1/14(木)	15:00～17:15	保健福祉課
夢の国保育園	1/15(金)	15:00～17:15	夢の国幼稚園・保育園
認定こども園の幼稚園部門（短時間コース）を希望の方は、直接夢の国幼稚園に申し込んでください。【夢の国幼稚園 ☎ 22-3968】			
くるみ保育所	1/18(月)	13:30～15:00	保健福祉課
町立 荻伏保育所	1/20(水)	15:30～17:30	荻伏保育所
町立 東部保育所	1/21(木)	15:30～17:30	東部保育所
町立 東町保育所	1/22(金)	15:30～17:45	東町保育所